

10. てんかん地域診療連携体制整備事業における全国拠点機関の役割と

目指すもの

国立精神・神経医療研究センターてんかんセンター 須貝 研司

まとめ

全国てんかん対策連絡協議会を開催し、このモデル事業の成果と課題をまとめ、てんかん診療対策の提言を行った。また8拠点のコーディネーター研修会を開催し、その職務の実態と期待される役割をまとめた。地域てんかん診療ネットワークの運営、てんかん研修会、市民講座、知って安心してんかんの講演会及び地域の研修会・講演会に講師を派遣、てんかん診療ネットワークの内容の検討を行った。

1. わが国におけるてんかん医療の現状と課題に対する対応

1) 現状と課題

てんかん患者の7割～8割は適切な治療により発作が抑制され、日常生活はもとより、就労を含む社会生活を営むことが可能となるが、わが国においては一般の医師へのてんかん診療に関する情報提供や地域保健の体制整備は未だ不十分で、てんかんをもつ人々が専門医療とケアに結びついておらず、多くの治るべき患者が、適切な医療へのアクセスがないまま、治っていない。

2) 対応

後者に対しては、分かりにくかったてんかん医療へのアクセスポイントを明らかにすることで、てんかん医療及びてんかんに関わる様々な問題の解決を図り、地域診療連携システムの確立をめざし、厚生科学研究費でてんかん診療ネットワークが形成された。

前者に対しては、てんかん患者への適切な対応がなされるよう、今回のてんかん地域診療連携体制整備事業がモデル事業として開始され、てんかん診療拠点機関を設置し、医療機関と行政が連携して地域診療連携体制の整備を目指した。

2. 全国拠点機関の役割と事業

各てんかん診療拠点機関で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各診療拠点機関への技術的支援を行うとあるが、具体的には

- ・てんかん診療全国拠点機関及びてんかん診療拠点機関より、てんかん地域診療連携体制整備試行事業（モデル事業）の効果の検証、問題点を抽出
- ・その結果を分析し、わが国のてんかん診療施策への提言
- ・てんかん診療拠点機関等に対して提言等を行い、全国拠点機関における事業計画の策定を協議が求められた。

1) 全国てんかん対策連絡協議会

2016年は、厚生労働省社会援護局精神・障害保健課、学術団体代表 日本てんかん学会理事長、8県のてんかん診療拠点機関の代表、民間てんかん病院代表、全国てんかんセンター協議会代表、患者団体代表 日本てんかん協会会長、全国拠点機関（NCNP）実務担当、者からなる全国てんかん対策連絡協議会を開催し、その報告書をまとめ、厚生労働省、地方厚生局、都道府県政令都市保健衛生主管

部、全国てんかん対策連絡協議会参加施設、てんかん協会本部・支部、全国てんかんセンター協議会加盟施設、合わせて約 200 施設に送付した。

またその内容を、てんかん学会及び全国てんかんセンター協議会のシンポジウム、当センターの地域連携の会、当センターメディア塾で内容し、広めることに努めた。

今年も同様の会議を開催したが、そのまとめと提言は本報告書の冒頭にまとめてある。平成 30 年からの第 7 次医療計画も始まるので、今年度はその報告書を上記だけでなく、全国の保健所・支所 550 カ所に送付する予定である。

2) てんかん診療ネットワークの検討

第 7 次医療計画をにらみ、二次医療圏にてんかん診療ネットワークを当てはめたマップの作成を試みたが、診療レベルが自らの手上げ方式であったため実情に合っていないこと、改訂されていないため医師が異動しててんかん診療ができなくなっている施設があることが判明し、不適当なマップを作ることになるので中止した。てんかん診療ネットワークの改訂が是非必要であり、少なくともメール等で所在とネットワーク参加を継続するかの確認が必要である。

3. てんかんに関する研修と普及啓発

1) 多摩てんかん診療ネットワーク講演会 (30 年 2 月)

主としててんかんの一時診療を担う多摩地区の一次診療医及び多職種に対する研修を行った。

2) てんかんセンター市民講座 (30 年 1 月)

てんかんと精神症状・発達障害に関して講演し、150 名が参加した。それ以上希望が多かったが会場の容量でお断りした。

3) 知って安心してんかんの長野県のセミナーの企画と講師を派遣した。

4) 多摩てんかん診療ネットワークの運営を行った。

5) 地域の講演会、医師会研修会へ多くの講師を派遣した。

4. てんかん診療拠点機関等への助言・指導及び連携・調整

・てんかん外科相談窓口の設置 (他施設にもオープン)

てんかん診療に関わる医師のみを対象に、てんかん患者の外科適応について、事前相談「てんかん外科の適応が考えうるか」、「術前精査を行うに相応しいか」

・週 2 回のてんかんカンファレンスの他施設へのオープン化

他施設の診療レベル向上、専門医育成をめざす。てんかん学会指導医がいない、てんかん専門研修施設でない施設の医師も、検討会の参加によって、日本てんかん学会の専門医取得に関する研修単位が認められ、てんかん専門医の受験資格が得られるようにした。

5. コーデネーター研修会の開催と職務の検討

8 地域診療拠点のコーディネーターから職務の実態に関して報告してもらい、また日本てんかん協会から講習をしてもらった。研修会の内容はこの後にまとめてある。

